

4月1日～

子どもの入院費が無料になります

【子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障がい者医療費助成】

令和5年4月1日から子どもの入院費の自己負担額を無料化します

■ 変更の内容

| これまでの入院費自己負担額 | 令和5年4月1日診療分から |
|---------------|---------------|
| 1日 1,200円 | 0円 |

○市民税非課税世帯で保険者から【標準負担額減額認定証】の交付を受けている方は、入院時の食事代も無料になります。
○通院（1回530円）および訪問看護（1日250円）の自己負担は、変更ありません。
○健康保険適用外の医療費等は、これまでどおり自己負担となります。

■ 対象者

「子ども医療費助成制度」の対象者および「ひとり親家庭等医療費助成制度」または「重度心身障がい者医療費助成制度」の受給者のうち、「0歳から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども」が対象になります。

■ 助成の受け方

新しい受給者証が交付されるまでは、市役所での申請が必要です！！

4月1日～8月31日（ひとり親医療は9月30日まで）の期間に入院した場合、一旦、一部負担金【1日1,200円×入院日数分】を医療機関にお支払いいただきます。その後、支払った入院費の領収書等を持参して保険年金課の窓口で申請してください。後日、負担していただいた分を口座振込でお返しします。

＜申請に必要なもの＞

○子どもの保険証 ○受給者証 ○入院費の領収書 ○振込口座がわかるもの

■ 新しい受給者証の発送予定

「子ども医療費助成制度」：令和5年8月末頃

「重度心身障がい者医療費助成制度」：令和5年8月末頃（毎年更新と同月）

「ひとり親家庭等医療費助成制度」：令和5年9月末頃（毎年更新と同月）



新しい受給者証を医療機関の窓口で提示していただくことにより、入院の保険診療分の支払いがなくなります。

※県外での受診はこれまでどおり、市役所での申請が必要です。